

令和4年3月

お客さま各位

滋賀中央信用金庫

## 預金規定の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年4月1日より総合口座規定を改定いたしますのでご案内申し上げます。

改定後の規定は、当金庫ホームページ内の [預金規定等一覧](#) に掲載いたします。

改定後	改定前
<b>2.(取扱店の範囲)</b> (2)定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、 <u>解約</u> または書替継続は当金庫本支店どこの店舗でも取扱います。ただし、 <u>解約または書替継続の一部の取引においては、口座開設店以外で取扱いできないことがあります。</u>	<b>2.(取扱店の範囲)</b> (2)定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れまたは書替継続は <u>口座開設店のみで取扱い</u> し、解約については当金庫本支店どこの店舗でも取扱います。ただし、 <u>当金庫の現金自動預入支払機を使用して定期預金を預入れする場合は、当金庫本支店どこの店舗でも取扱います。</u>
<u>(7)</u> (略) <b>14.</b> (略) <b>15.</b> (略)	<b>14.</b> (略) <b>15.</b> (略) <b>16.</b> (略)
<b>16.(解約等)</b> (2) <u>第14条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</u>	<b>17.(解約等)</b> (2) <u>前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</u>
<u>(削除)</u>	<b>22.</b> <u>この通帳の記載が当金庫所定の機械記入でないものは無効とします。</u>

○ 改訂前の 22. の条文については、他の預金規定からも削除いたします。